

岡山桃太郎空港修学旅行等助成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校及び中学校（中等教育学校、特別支援学校を含む。）（以下「学校」という。）が岡山桃太郎空港を利用して修学旅行等を実施する際に、岡山桃太郎空港まで生徒等を送迎するために借り上げる貸切バス等（タクシーを含む。）に係る経費に対し助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、岡山桃太郎空港のより一層の利用促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、学校とし、岡山桃太郎空港を利用した修学旅行等を実施する際に、岡山桃太郎空港まで生徒等を送客又は迎客する有料で借り上げる貸切バス等（以下「貸切バス等」という。）の経費に対して助成するものとする。

2 交付対象となる修学旅行等は、学校行事として実施するものとする。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、出発日を基準とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、貸切バス等1台当たり15,000円とする。

2 前項において、送客及び迎客を行ったとき（送客及び迎客の対象となる生徒等がそれぞれ異なる場合を含む。）は、いずれか一方を助成対象とし、1台当たりの貸切バス等経費が交付金額を下回る場合は、その所要経費を1台当たりの交付額とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする学校は、岡山桃太郎空港修学旅行等助成事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を旅行終了後60日以内に、空路利用を促進する会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに学校または学校が指定する旅行会社に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 学校は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付した助成金を会長に返還するものとする。

(助成金の交付限度)

第8条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、岡山桃太郎空港修学旅行等助成事業助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。